

令和 4 年 12 月 20 日

令和 4 年度の林業信用保証料率に係る点検について

1. 趣旨

林業信用保証における保証料率については、第 4 期中期目標において、毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直すこととされている。

このため、本年度も林業信用保証料率算定委員会において、保証料率水準の点検を実施する。

<参考>独立行政法人農林漁業信用基金 第4期中期目標(抜粋)

第 3 - 2 - (2) 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。

2. 保証料率の設定の考え方

(1) 保証料率設定の基本的な考え方 (理論値)

- ① 林業信用保証については、通常の保険制度と同様に、保証料収入及び求償権回収収入で代位弁済費を賄うことを原則としている。
- ② 収支均衡となる保証料率 (理論値) は以下の理論式により算定される。

$$\text{理論値} = \text{代位弁済率} \times (1 - \text{回収率})$$

(2) 現行保証料率設定の考え方

林業信用保証においては、理論値に基づいて保証料率を設定すると、被保証者に過度な負担が生ずるため、国からの支援を前提に、理論値よりも一定程度低い水準の基本保証料率 (8 区分) を設定している。(表 1)

さらに、こうした仕組みの下で、年度業務収支において、保証料・求償権回収による収入が代位弁済費支出を下回る場合は、国からの交付金が措置され、それにより、直ちに保証料率を引き上げることなく、林業者・木材産業者の保証料負担が緩和されることとなっている。

なお、令和 3 年 10 月 1 日より、制度資金の保証料率について、一本化する見直しを行ったところである。(表 2)

表1 林業信用保証の保証料率（一般資金）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
保証料率	0.20%	0.40%	0.60%	0.90%	1.10%	1.30%	1.50%	1.80%

表2 林業信用保証の保証料率（制度資金）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
保証料率	0.15%	0.30%	0.45%	0.68%	0.83%	0.98%	1.13%	1.35%

3. 保証料率及び業務収支の点検

(1) 保証料率の特例ルールやその運用についての見直しの状況

保証料率の点検は、定められている保証料率が、代位弁済率等からみて適正かどうかを点検するものであるが、従来、定められている保証料率の適用に当たっては、表1、表2の料率を割り引く運用が広範に行われてきた。これでは、定められている保証料率を点検する前提が崩れることから、適正な点検ができないばかりか、制度の運用としても極めて適正を欠くものである。このため、その適正化を図る観点から、令和3年度以降、特例ルールやその運用について見直しを行ってきたところである。ここでは、その見直しの進捗について、確認する。

一般資金及び制度資金について、特例ルールの適用状況を見てみると、一般資金は、令和2年度保証引受のうち、件数ベースで19.4%、金額ベースで32.5%を占めていたが、令和3年度においては、件数ベースで2.6%、金額ベースで6.3%、令和4年度上半期においては、件数・金額ベースともに0.0%となった。

また、制度資金は、令和2年度保証引受のうち、件数ベースで78.6%、金額ベースで68.4%と大半を占めていたが、令和3年度においては、件数ベースで25.7%、金額ベースで25.9%、令和4年度上半期においては、件数・金額ベースともに0.0%となった。

このように、一般資金、制度資金ともに、見直しが確実に進んでいることが確認された。（表3-1、3-2）

表3-1 特例ルールを適用した保証引受件数の推移【部外秘】

表 3 - 2 特例ルールを適用した保証引受金額の推移【部外秘】

(2) 全体の業務収支バランスの状況

一方、業務収支については、

- ① 保証料・求償権回収収入、代位弁済費支出に国からの交付金も含めて直近 10 年間（平成 24 年度～令和 3 年度）の業務収支の状況を見ると、
 - ・ 平成 27 年度以前は、代位弁済費支出が収入を大きく上回り、保証料・求償権回収収入と代位弁済費支出の収支差は大幅な赤字で推移し、年度によっては交付金を含めた業務収支も赤字となった。
 - ・ 平成 28 年度以降は、代位弁済費支出が減少したことにより、収支差赤字は 3 か年度で発生したものの、1～2 億円程度に縮小し、交付金により赤字を補填できる状況になってきている。
- ② 近年、全体の業務収支はバランスが取れる状況で安定してきており、現時点で業務収支全体には大きな問題はなく、保証料率そのものを見直すような差し迫った状況にはないと考えられる。（表 4）

表 4 業務収支の状況

単位：百万円

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収入	750	874	619	476	499	562	561	467	518	391
保証料収入	411	362	344	320	302	293	279	309	301	257
求償権回収収入	339	512	275	156	197	269	281	157	217	134
支出										
代位弁済費支出	2,344	1,425	581	1,177	687	673	525	642	419	116
収支差	▲ 1,594	▲ 551	38	▲ 701	▲ 188	▲ 111	36	▲ 175	99	276
政府事業交付金	1,055	446	134	532	208	122	13	188	78	24
業務収支	▲ 539	▲ 105	173	▲ 169	19	11	48	13	177	300

4. 点検結果

昨年度から取り組んでいる特例ルールやその運用についての見直しにより、実際に適用される一般資金・制度資金の保証料率が、本来適用されるべき保証料率に近づいていることが確認できたことから、来年度からは、さらにその適正化の状況を見ながら、定められている保証料率や区分毎の保証料率の妥当性について、検証していくこととしたい。

そうした前提の下、令和 5 年度の保証料率については、近年、全体の収支はバランスが取れる状況で安定してきており、現時点で業務収支全体には大きな問題はなく、直ちに保証料率を見直す必要はないと考えられることから、現在の保証料率を据え置くこととしたい。

以上